

## <自死事件勝訴裁判報告>

当弁護団は、福島第一原子力発電所における事故(以下「原発事故」)による自死被害者である渡辺はま子さんの遺族の代理人として、東京電力に対し損害賠償請求を福島地裁に提訴していましたが、平成26年8月26日、福島地方裁判所は、東京電力株式会社に対し、はま子さんの遺族に対し、約4900万円を支払うよう命じる判決(以下「本判決」)を言い渡しました。本判決の事案は、自然豊かな福島県伊達郡川俣町山木屋で、家族、地域の人々と幸せに暮らしていた渡辺はま子さんが、原発事故とそれに伴う避難により、自宅や菜園、生業、家族との暮らしなど山木屋での豊かな生活すべてを一挙に奪われ、2011年(平成23年)7月1日、山木屋の自宅に一時帰宅中、自ら命を絶つことを余儀無くされたというものです。

本判決では、本件事故により、山木屋での生活ができなくなったことによるストレスをはじめ、きわめて強いストレス要因となる数々の出来事が、予期なく立て続けに起こるという極めて過酷な経験が、はま子さんをうつ状態にし、自死に至らしめたものであるとして、原発事故とはま子さんの自死との間の法的な因果関係を認めました。

この判断は、原発事故によって、はま子さんのみならず、避難を余儀無くされた多くの地域住民が、大きな精神的苦痛を受けることを正面から認めたものと言え、原発事故による、広範かつ継続的な精神的被害を認めた初の司法判断であるとして、極めて大きな意義を有するものです。

また、本判決は、はま子さんのストレスに対する耐性の弱さを考慮しても、その損害額の減額は2割にとどまるという判断(心因性の減額)をしました。東京電力の起こした原発事故の重大性を考えれば、本来は減額が認められるべきではありませんが、従来の自死に関する裁判例との比較からすれば、減額は小さく、原発事故による強いストレスを重視しており、意義のある判断と評価されます。

本判決は、原発事故による自死に対する最初の司法判断として、泣き寝入りを強いられている被害者の権利救済の道を大きく開いたものです。東京電力は、本日の判決を真摯に受け止め、控訴することなく、

原発事故の加害者として，原告らはま子さんの遺族に対して，心から謝罪し，判決に従って，償いを直ちに行なうべきです。

以上

2014年8月27日  
福島原発被害弁護団